

期 限 付 酒 類 小 売 業 免 許 届 出 書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">収 受 印</span> </div>		整理番号	※						
令和 年 月 日	届 出 者	(住所) 〒	(電話)	局 番					
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)			㊟				

期限付酒類小売業免許について、次の要件を具備しているので関係書類を添付して下記のとおり届出します。  
 なお、臨時販売場で酒類の小売を行う期間中は、届出販売場等の要件を遵守します。

届出日の要件	原則として販売場を開設する日の10日前までに届出をするものであること。
届出者の要件	届出者は、酒類製造者又は酒類販売業者であること。
届出販売場等の要件	<p>博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所（施設、建物等を含む。）に限る。）で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、かつ、次の要件に該当していること。              ただし、同一者による同一場所での届出は月1回に限る（催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である場合を除く。）。</p> <p>① 催物等の入場者の全部若しくは大多数が有料入場者である又は開催期間が7日以内であること。              ② 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでないこと。              ③ 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭であること。              ④ 酒類の小売目的が、特売又は在庫処分等でないこと。              ⑤ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。              ⑥ 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。              ⑦ 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。</p>

記

販売場の所在地	(住居表示)		
及び名称	(詳細は別添図面のとおり)		
酒類販売管理者の選任(予定)	(名 称)		
	(電話) 局 番		
	〔 役職、届出者との関係等 〕		
販売する酒類の範囲(品目・銘柄等)	<input type="checkbox"/> ビール <input type="checkbox"/> 清酒 <input type="checkbox"/> 果実酒 <input type="checkbox"/> リキュール <input type="checkbox"/> その他 ( )		
既に有している主たる酒類販売(製造)場の明細	所在地		
	名称	所轄税務署名	税務署
免許を受けている酒類の品目	<input type="checkbox"/> 全酒類 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
臨時販売場の開設区分	臨時販売場の開設期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

※ 税務署処理欄	入力年月日	担当者印	
----------	-------	------	--

## 期限付酒類小売業免許届出書（CC1-5105）の記載要領

- 1 この届出書は、臨時に販売場を開設しようとする日の10日前までに、当該販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、期限付酒類小売業免許について届出による免許の取扱いを受けられるのは、「届出日、届出者及び届出販売場等の要件」を充足している場合に限られますので、要件に該当しないときは、この取扱いは受けられません。
- 2 「販売場の所在地及び名称」欄には、催物等の開催場所である施設、建物等の所在地及び名称を次により具体的に記載するとともに、当該施設、建物等の概要図面及び販売場の位置を記入した図面を添付してください。
  - (1) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示を記載してください。
  - (2) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。また、催物の場合には催物の名称も併せて記載してください。
- 3 「酒類販売管理者の選任(予定)」欄には、酒類販売管理者として選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 4 「販売する酒類の範囲(品目・銘柄等)」欄には、免許を受けている酒類の品目の範囲内において、販売しようとする酒類の品目等を記載してください。
- 5 「既に有している主たる酒類販売(製造)場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売(製造)場のうち主たる酒類販売(製造)場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 6 「免許を受けている酒類の品目」欄には、現に免許を取得している酒類製造場又は酒類販売場(期限付酒類小売業免許に係るものを除く。)の免許に付けられている製造又は販売する酒類の範囲の条件に係る酒類の品目を記載してください。
- 7 「臨時販売場の開設区分」欄には、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所(以下「博覧会場等」といいます。)の区分を記載してください。
- 8 「臨時販売場の開設期間」欄には、客観的に明瞭である催物等の開催期間内における酒類の臨時販売場の開設期間又は開設期日を記載してください。
- 9 関係書類は、「酒類販売業免許等申請書類一覧(CC1-5104-2)」のe-2に定める必要書類のほか、博覧会場等において臨時販売場を開設しようとする場合には、催物等の具体的内容についてのパンフレット等(催物等の内容、開催期間、開催期日及び当該場所への入場者の入場料金等が客観的に明瞭であるもの。)を添付し、その目録を付けてください。

なお、当該一覧に定める添付書類は原則的なものであって、届出者が過去6か月程度の期間内に他の酒類販売業免許等の申請等を行っており、その際提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため関係書類の添付は特に必要がないと認めた場合は、その添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、届出前に税務署と十分相談してください。
- 10 ※印欄は記載しないでください。

販売場の敷地の状況

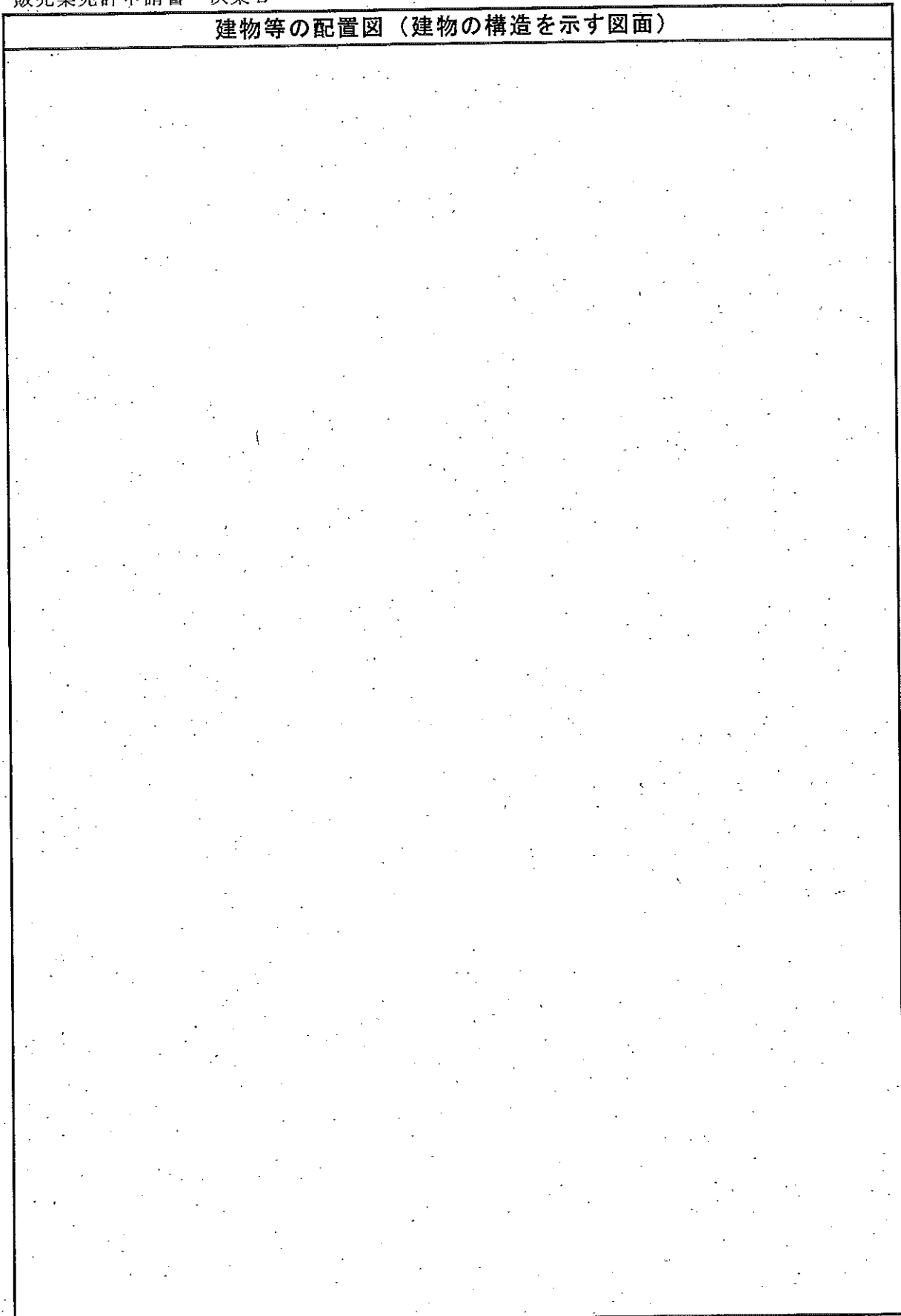
(所在地)

---

(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

販売業免許申請書 次葉 2

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

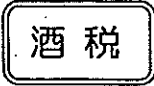


(注) 申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。  
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

## 事業の概要 (販売設備状況書)

区 分	数量等
(1) 敷 地 (自己所有・借地)	m <sup>2</sup>
(2) 建 物 (自己所有・借用) (令和 年 月 日完成予定)	m <sup>2</sup>
イ 店 舗	m <sup>2</sup>
ロ 事務所	m <sup>2</sup>
ハ 倉 庫	m <sup>2</sup>
ニ 駐車場	m <sup>2</sup>
ホ	
へ	
(3) 車両運搬具 (自己所有・借用)	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 (自己所有・借用)	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
ホ	
へ	
ト	
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員	人
	人

(注) 賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、  
農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添えてください。



「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書					
(酒類販売管理者の選任予定者) (年齢: 歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称)			
(酒類販売管理研修の受講予定等) 受講日又は受講予定日: 平成・令和 年 月 日		(店舗全体の面積) ㎡		(営業時間) 時 分 ~ 時 分・24時間	
研修実施団体:		(酒類売場の面積) ㎡		(定休日: )	
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 総数: 名					
氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準
( 歳)		( 歳)		( 歳)	
( 歳)		( 歳)		( 歳)	
( 歳)		( 歳)		( 歳)	
<p>(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。</p> <p>《責任者の指名の基準》</p> <p>以下(1)~(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。</p> <p>(1) 夜間(午後11時から翌日午前5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)</p> <p>(2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3時間以上)不在となることがある場合</p> <p>(3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名)</p> <p>(4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)</p> <p>(5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)</p> <p>(6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3箇所以上ある場合)</p> <p>(7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合</p>					
<p>(申請する免許の条件)</p> <p>1: 卸売業 2: 小売業(卸小売兼業を含む) 3: 期限付小売業(免許期間の開始希望日: 令和 年 月 日)</p>					
<p>(小売販売場の業態等の区分)</p> <p>1: 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店                      5: 1~4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6④: 業務用卸主体店 6⑤: ホームセンター・ドラッグストア                      6⑥: その他( )                      ※「6⑥: その他」については、具体的に記載してください。</p>					
<p>酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。</p>					
項 目			区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)	
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。		はいいいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。		はいいいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1 20歳未満と思われる者に対して、身分証明書等により年齢確認を行う。		はいいいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	2 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。		はいいいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	3 「その他の取組」の概要 (※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例)「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等)				

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。	はい・いいえ	
	(1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売する。	はい・いいえ	
	(2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離又は区分する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 ( <input type="checkbox"/> 分離・ <input type="checkbox"/> 区分) <input type="checkbox"/> 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	はい・いいえ	
	(1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 酒類の自動販売機を設置しない。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

順 号						※ 税務署整備済 (実態確認状況)
自動販売機の設置予定年月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月		
自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外		
自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外		
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止期間	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

販売業免許申請書 次葉6（「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書）の書き方

- 1 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 2 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。
- 3 「酒類販売管理研修の受講予定等」欄には、酒類販売管理研修の受講日（受講予定日）及び受講した（受講予定の）酒類販売管理研修の研修実施団体名を記載してください。
- 4 「小売販売場の業態等の区分」欄は、酒類販売業免許申請書に記載したものと同一業態区分の番号に○を付してください。
- 5 「酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う」欄の（注）1の「通信販売酒類小売業免許」とは、「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類の販売を行うことができる販売業免許です」
- 6 「自動販売機の種類」欄は、設置予定の自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。  
【注】改良型自動販売機とは、対面販売（又は対面交付）した磁気カードによってのみ稼動可能となる等の改良がなされ、20歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます。
- 7 「自動販売機の設置位置」欄は、設置予定の酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります）。



酒類販売業免許の免許要件誓約書

税務署長 殿

申請（申出・申告） 販売場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

申請（申出・申告）者が個人の場合

私（及び法定代理人）の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。  
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出・申告）者の住所)  
(氏 名) 印

---

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているのので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。  
(法定代理人氏名)

令和 年 月 日

(法定代理人住所)  
(法定代理人氏名) 印  
(申請（申出・申告）者との関係)

申請（申出）者が法人の場合

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。  
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出）者の所在地) (法人代表者印)  
(名称及び代表者氏名) 印

---

下記役員等は、誓約内容を確認しているのので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。  
(役職及び氏名)  
 代表取締役  
 取締役  
 取締役  
 監査役  
 支配人

令和 年 月 日

(名 称) (代表者個人印)  
(代 表 者 氏 名) 印

(別紙1及び2を添付して提出してください。)

誓約項目	申請者等の誓約内容			順号
	申請(申出)者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係(人的要件)				—
1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい/いいえ	はい/いいえ	はい/いいえ	①
2号関係 申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい/いいえ (個人のみ)	はい/いいえ	はい/いいえ	②
3号関係 申請(申出・申告)者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい/いいえ (個人のみ)			③
4号関係 申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい/いいえ (法人のみ)		はい/いいえ (法人のみ)	④
5号関係 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい/いいえ			⑤
6号関係 申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい/いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい/いいえ	はい/いいえ	はい/いいえ	⑦
7号の2 関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい/いいえ	はい/いいえ	はい/いいえ	⑧
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい/いいえ (個人のみ)	はい/いいえ	はい/いいえ	⑨
【理由等】				
2 酒税法10条9号関係(場所的要件) 申請販売場が取締上不適当と認められる場所でない。				—
(1) 申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい/いいえ			⑩
(2) 申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。	はい/いいえ			⑪
【理由等】				

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係 (経営基礎要件) (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。	/	/	/	—
(1) 申請 (申出) 者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい/いいえ	/	/	12
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。	/	/	/	—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい/いいえ	はい/いいえ	/	13
ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい/いいえ	はい/いいえ	/	14
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい/いいえ (法人のみ)	はい/いいえ	/	15
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい/いいえ (法人のみ)	はい/いいえ	/	16
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい/いいえ	はい/いいえ	/	17
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却又は移転を命じられていない。	はい/いいえ	/	/	18
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい/いいえ	/	/	19
(3) 申請 (申出) 者は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を営むのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい/いいえ	/	/	20
(4) 申請 (申出) 者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい/いいえ	/	/	21
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる。	はい/いいえ	/	/	22
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係 (需給調整要件) 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でない認められる場合に当たらない。	/	/	/	—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	はい/いいえ	/	/	23
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	はい/いいえ	/	/	24
【理由等】				
5 酒税法14条1号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい/いいえ	/	/	25
6 酒税法14条3号関係 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい/いいえ	/	/	26

「酒類販売業免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項等

1 留意事項

この誓約書は、酒類の販売業免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、販売業免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の販売業免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

誓約関係		免許等区分	販売業 (卸・小売)	条件緩和・ 条件解除	期限付 卸・小売	相続
1	人的要件	酒税法10条1号から8号関係	○	○	○	○
2	場所的要件	" 9号関係	○	/	○	/
3	経営基礎要件	" 10号関係	○	/	○	/
4	需給調整要件	" 11号関係	○	○	○	/
5、6	その他の要件	" 14条1号関係	/	○	/	/
		" 3号関係	/	○	/	/

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(i) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ii) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

(注) 法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。

(誓約書の順号) ①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(i) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖

(ii) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰

B A以外の役員

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨

(注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名・押印してください。

2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。